株式会社東京スター銀行横浜支店　ヤマダ　トシオ名義　6224604
株式会社東邦銀行水戸支店　ムラカミ　カズヤ名義　0228533
株式会社東和銀行坂戸支店　ミタ　マサユキ名義　3053287
株式会社名古屋銀行名古屋駅前支店　タカハシ　カズヤ名義　3362803
株式会社八十二銀行名古屋支店　コバヤシ　ガク名義　0178612
株式会社肥後銀行南博多支店　ヒラヤマ　ユウジ名義　1221405
株式会社北陸銀行中村支店　タカハシ　カズヤ名義　5050970
株式会社三重銀行新道支店　ウチノ　ヒロユキ名義　1046035
株式会社三重銀行名古屋駅前支店　タカハシ　カズヤ名義　1158849
株式会社三重銀行本店営業部　コマバ　ノブヤス名義　1777120
株式会社三重銀行本店営業部　ヨシダ　トモヨシ名義　1776934
株式会社みずほ銀行池袋支店　アンドウ　カズナリ名義　1265061
株式会社みずほ銀行インターネット支店　タタミ　ケンイチ名義　1955638
株式会社みずほ銀行インターネット支店　ニシダ　ヨシエ名義　1948607
株式会社みずほ銀行東陽町支店　サイトウ　ヒデト名義　1096272
株式会社みちのく銀行仙台支店　タカハシ　カズヤ名義　2601015
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行行徳支店　キムラ　マコト名義　1693637
株式会社山梨中央銀行河口湖支店　ワタナベ　ヨウジ名義　0306794
岐阜信用金庫名古屋支店　タカハシ　カズヤ名義　1075789
埼玉縣信用金庫大宮西支店　マカベ　トシヨ名義　1485335
さいたま農業協同組合三橋支店　マカベ　マサル名義　0015411
さがみ農業協同組合茅ヶ崎支店　トモエ　マサル名義　0006617
シティバンク銀行株式会社札幌支店　オガワ　ヨウイチ名義　7753336
シティバンク銀行株式会社福岡支店　アカギ　ジュンコ名義　7763538
湘南農業協同組合八重咲支所　タカハシ　カズヤ名義　0003322
城北信用金庫大宮支店　マカベ　トシヨ名義　5055645
巣鴨信用金庫東池袋支店　アンドウ　カズナリ名義　3139415
住友信託銀行株式会社上野支店　イカリ　ヒデト名義　3893337
住友信託銀行株式会社吉祥寺支店　ゴイノ　マサル名義　5361825
住友信託銀行株式会社所沢支店　カシワヤ　ヒデト名義　1858332
セレサ川崎農業協同組合みなみ支店　コバヤシ　ガク名義　0004620
仙南信用金庫愛宕橋支店　タカハシ　カズヤ名義　1070999
第一勧業信用組合尾久支店　タカハシ　テツオ名義　6829588
多摩信用金庫国分寺南口支店　カシワヤ　ヒデト名義　0263184
淡陽信用組合加古川支店　タカミ　カオリ名義　1023324
東京あおば農業協同組合練馬春日町支店　アンドウ　カズナリ名義　0009123
東京ベイ信用金庫柏支店　カシワヤ　ヒデト名義　3547475
東京むさし農業協同組合小平支店　カシワヤ　ヒデト名義　0009828
とびうめ信用組合雑餉隈支店　ヒラヤマ　ユウジ名義　3007175
二本松信用金庫金色支店　サトウ　タカノリ名義　0116319
八戸信用金庫本八駅前支店　オオタ　コウヘイ名義　0027661
福岡信用金庫博多駅南支店　ヒラヤマ　ユウジ名義　1056893
三浦藤沢信用金庫鶴見支店　コバヤシ　ヒロユキ名義　1016092
三島信用金庫長泉支店　コバヤシ　ヒロユキ名義　0140514
宮城第一信用金庫本店営業部　ナガヤマ　ヒロユキ名義　3046755
杜の都信用金庫一番町支店　ナガヤマ　ヒロユキ名義　1081336
興能信用金庫畝田支店　ミヤグチ　オサム名義　8037942

5　開始決定の時における給付資金の額　金6,518万8,110円
6　支給申請期間　平成23年７月21日から同年９月20日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　ア　杉本憲一郎　イ　本居　大介
⑵　裁判所名　いずれも東京地方裁判所
⑶　裁判年月日　ア　平成21年12月８日　イ　平成22年９月27日
⑷　確定年月日　ア　平成21年12月23日　イ　平成22年10月29日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、塚本賢治、吉野友章と共謀の上、平成19年８月６日から同年11月16日までの間、多数回にわたり、あらかじめ、被告人らの指示に従えば還付金を受領できるなどと誤信させていた被害者等に携帯電話を通じて指示し、被害者名義のキャッシュカードを現金自動預払機に挿入させ、被害者名義口座から被告人らが管理する第三者名義口座に振込送金した旨の虚偽の情報を与えさせ、前記第三者名義口座の預金残高を合計１億1,940万6,450円増加させて財産上不法の利益を得た。
（罪名）　電子計算機使用詐欺
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒100―8903　東京都千代田区霞が関１－１－１
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号　03―3592―5611（代表）内線4392
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます(提出先は記８のとおり)。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

特別支給手続開始決定公告

平成23年７月21日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成22年第２号
2　特別支給手続開始決定の年月日　平成23年７月21日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成19年12月15日ころから平成21年２月５日ころまでの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
安藤健が業として金銭を貸し付け、１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反、主な犯行態様につき後記４⑶参照）。